

# 令和6年度入学準備金及び令和7年度奨学金 ひたちなか市奨学生所得基準

◎表1 所得基準額表 総所得(必要経費、特別控除等控除後)が下記所得基準額以下であること。

世帯人員(※)	所得基準額	
	大学(短大含む) 専門、高専4～5学年	備考
1人	139万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに12万円を、世帯人数7人の所得基準額に加算する。 ※世帯人員とは、出願者を扶養する者及びこの者に扶養されている者(出願者を含む)に限ります。
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

◎表2 給与所得の算定表

俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与(専従者控除分も含む。)並びにこれらの性質を有する給与(年金「恩給・老齢年金等を含む。」)の収入金額(源泉徴収票等にいう支払金額)を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8-214万円=所得金額
収入金額が400万円を超え781万円までのもの	収入金額×0.7-174万円=所得金額
収入金額が781万円を超えるもの	収入金額-408万円=所得金額

- (注) 1 給与所得者が複数いる場合は、各人ごとに所得金額を算定する。  
2 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。  
3 給与所得又は給与所得以外の所得が2つ以上ある場合、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。マイナスの所得は0として扱う。

◎表3 特別控除額表(特別控除を受ける場合、右側の証明書類等欄により、要のときは証明書類等を必ず提出すること。)

特別の事情		特別控除額				証明書類等			
1	母子・父子世帯	99万円				不要			
2	就学者のいる世帯 (右各学校の児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円		中学校	46万円	不要		
			自宅通学		自宅外通学				
	高校	国公立	39万円	私立	88万円	国公立	69万円	①本人 在学証明書	
		高等専門学校	国公立(1～3年)	39万円	私立	88万円	国公立		69万円
		国公立(4～5年)	43万円	私立	87万円	国公立	72万円	私立	
	大学	国公立	74万円	私立	133万円	国公立	121万円		私立
専修	高等	国公立	39万円	私立	88万円	国公立	69万円	私立	118万円
	専門	国公立	36万円	私立	102万円	国公立	81万円	私立	147万円
3	障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円				要 障害者手帳の写し			
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				要			
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。				要			
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる所得金額				要			

奨学資金を受けるには、推薦基準及び所得基準に合致しなければなりません。  
次の所得基準の計算例を参考に所得の判定を行ってください。

● 別表第1 総所得の計算方法 【 給与所得者が1人の場合 】

—計算例—

4人家族

父：給与所得 年収500万円（源泉徴収票の支払金額）  
母：給与所得 専業主婦  
本人：国立大学1年生 自宅  
妹：公立中学校1年生 自宅  
世帯人数：4人（父と、父に扶養されている者が3人）

① 所得金額 176万円 (A)  
父の所得金額 = 500万円 × 0.7 - 174万円 = 176万円

② 特別控除額 120万円 (B)  
本人（国立大学自宅） 74万円  
妹（公立中学校自宅） 46万円

③ 認定所得金額 (A-B) 176万円 - 120万円 = 56万円  
所得基準額：229万円（4人世帯） > 56万円

→ 認定所得金額が所得基準額以下であるため、所得基準に合致する。

● 別表第1 総所得の計算方法 【 給与所得者が2人の場合 】  
※この計算例は2人ですが、収入がある者全員が計算対象となります。

—計算例—

5人家族

父：給与所得 年収500万円（源泉徴収票の支払金額）  
母：給与所得 専業主婦  
兄：年収400万円（源泉徴収票の支払金額） 自宅  
本人：国立大学1年生 自宅  
妹：公立中学校1年生 自宅  
世帯人数：4人（父と、父に扶養されている者が3人）  
（兄の年間所得が103万円を超えるため、父の扶養から外れる）

① 所得金額 282万円 (A)  
父の所得金額 = 500万円 × 0.7 - 174万円 = 176万円  
兄の所得金額 = 400万円 × 0.8 - 214万円 = 106万円  
（父）176万円 + （兄）106万円 = 282万円

② 特別控除額 120万円 (B)  
本人（国立大学自宅） 74万円  
妹（公立中学校自宅） 46万円

③ 認定所得金額 (A-B) 282万円 - 120万円 = 162万円  
所得基準額：229万円（4人世帯） > 162万円

→ 認定所得金額が所得基準額以下であるため、所得基準に合致する。